

## 令和8年度 社会福祉法人三田市社会福祉協議会 事業計画

三田市においては令和6年度末に高齢化率が30%を超過し、急激な高齢化が進んでいます。その上に社会が複雑化・多様化したことによる様々な福祉問題（ひきこもり等の社会的孤立、9060問題、様々な虐待、ヤングケアラー等）が顕在化し、さらに急激な物価高により引き起こされた貧困に伴う生活困窮事案の急増が重なり、日々の生活を脅かしています。また、福祉事業者においては令和6年度制度改定による介護給付等の減額が経営を圧迫し、これまでから続いている担い手不足も相まって、介護サービスをはじめとする福祉事業の継続が危ぶまれます。

三田市社会福祉協議会では、令和5年度から9年度の5年間を計画期間とする「第3次地域福祉推進計画」を策定してこれらの課題に向き合い取組みを進めており、これにより住民福祉の推進に一定寄与してきたところですが、計画策定時を超えるスピードで前段の課題・問題が生じています。

今年度は、地域の様々な団体・関係機関の皆さまとの連携を一層重視し「顔の見える関係」を作りながら、法人理念をベースに地域福祉推進計画に掲げる「自分らしく 安心して暮らす 共生の地域づくり」に向けて次の項目に取り組めます。

- ① 安心した暮らしに繋がる、一人ひとりが参加し協働する「場」づくり
- ② 一人ひとりの個性を尊重しながら、交流を通じていきいきと活躍する事業の展開
- ③ 相談しにくい人が安心して相談でき、受け止めた相談を課題解決に繋げる総合相談
- ④ 一人ひとりが自己の意志を尊重される権利擁護支援

上記項目を、地域福祉推進計画の基本方針①～④（次頁を参照ください。）に溶け込ませ、急増する課題の解決に向けて取組みを進めていきます。合わせて、第3次地域福祉推進計画の最終年度を見据え、次期地域福祉推進計画の策定に向けた準備の年と位置づけます。

これらの活動にあたっては、まず当会の役職員が法人の目標を共有し「チーム社協」のもと、当会の目的が地域福祉の推進を図ること（社会福祉法第109条）であることを意識し、社会福祉協議会が住民協議体であることを踏まえ、住民の皆さまや福祉団体・事業所の皆さま、市行政等と連携、協働しながら共生社会の実現に向け、全員参加の社協活動に取り組んでまいります。

法人  
理念

三つの「よかった」を  
地域に生み出します

（三田に） 住んでよかった  
（あなたに） 出会えてよかった  
（わたしは） わたしでよかった

# 三田市社会福祉協議会第3次地域福祉推進計画の推進

計画の推進に向けては、当事者・地域住民・事業者など多様な主体の参加と役割の発揮、協働によって取り組みを進めます(計画推進期間:令和5年度~令和9年度)

## 福祉目標

自分らしくく  
安心して暮らす  
共生の地域づくり

## 基本方針

1

### 誰もが『認め合う』安心な地域づくり

年齢・性別・国籍、障害のある・なしにかかわらず、互いの多様性に理解を深め、「地域を共に創る人」として、大切にされ、一人ひとりの力が生きる地域づくりをすすめます。

2

### 多様な力がつながり、協働する仕組みづくり

既存の対象や分野によるつながりや方法に限らず、多様な力が柔軟につながることで、地域福祉推進のさらなる活性化をすすめます。

3

### SOSをまるごと受け止め、支える体制づくり

障害者・高齢者・子どもなどの制度の支援対象だけでなく、一人ひとりの「安心」につながるよう、SOSが見逃されない体制づくりを進めます。

4

### 地域福祉を進める基盤づくり

社協の中間支援機能をはじめとする組織力の強化と地域の住民や専門職・関係機関、あらゆる主体の協働力が発揮される基盤づくりをすすめます。

令和 8 年度事業計画は、地域福祉活動の推進指針である、第 3 次地域福祉推進計画の、年次計画として取り組みます。

## 活動目標

## 活動項目

① 互いが尊重される 地域づくり	ア 循環型福祉学習の推進 イ 当事者活動の推進
② 参加しやすい・参加したくなる 多様な場づくり	ア サロン・居場所など多様で身近な場づくりの推進 イ 地域福祉活動・ボランティア活動の促進
③ SOSが出しやすい 地域づくり	ア 孤立を防ぐ「つながり」「見守り」「支え合い」 の推進 イ 情報発信の充実
① 多様な力と共感が交わる きっかけづくり	ア 住民・専門職・事業所など多様な主体が会い つなげる機会づくり
② 力の循環を促進する 「拠点と人」づくりの推進	ア 人が集い交わる拠点の強化 イ コーディネート機能の強化
③ つながりで築くケアの推進	ア 暮らしを支える協働ケアの仕組みづくり
① まるごと受け止め みんなで支えるチームづくり (包括的相談支援体制の推進)	ア (見逃さない)「気づく」 イ (こぼさない)「受け止める」 ウ (はなさない)「解決をささえる」
② 権利擁護支援体制の促進	ア 一人ひとりの権利が大切にされる支援の推進
① 社会福祉協議会の機能強化	ア 住民主体の協議体機能の促進 イ 中間支援機能の強化 ウ 活動財源の確保
② 計画推進の仕組みづくり	ア 地域福祉推進計画の推進 イ 地域福祉推進計画の進捗管理・評価
③ 住民主体の活動圏域の形成	ア 地域の力が結集される住民主体の活動圏域の 検討・推進

# 基本方針 1 誰もが『認め合う』安心な地域づくり

年齢・性別や国籍、障害のある・なしに関わらず、互いの多様性に理解を深め、「地域を共に創る人」として、大切にされ、一人ひとりの力が活きる地域づくりをすすめます。

多世代共生・地域共生社会

=誰も孤立しない地域

## 1. 互いが尊重される地域づくり



### 【新規⇒強化】おとなのひきこもり状態にある方の家族のつながりづくり

概ね18歳以上でひきこもり状態にある（またはあった）人の家族が、同じような立場にある（またはあった）人と出会い、日頃の思いや悩み、ひきこもり支援に関する情報等を共有することで、日々の生活が少しでも“らくに”感じられるようになることを趣旨としたおとなのひきこもり家族のつどい『らくに』を開催します（令和4年度～）。また、多様な主体との協働事業として、家族支援プログラムである「CRAFTプログラム（三田市障害者総合相談窓口きいてネットと共催、令和6年度～）」や「ひきこもり支援情報交換会（関連活動者等との共同実施、令和7年度～）」を開催します。

[092 生活困窮者自立支援事業（内）74,000円]

## 2. 参加しやすい・参加したくなる多様な場づくり



### 【新規】社協高齢者デイサービス利用者の社会とのつながりづくりを推進

社協高齢者デイサービスで利用者とボランティアや身近な地域の住民が交流し、知り合える機会を増やし、利用者の暮らしが豊かで安心な地域生活につながるきっかけづくりを行います。

また、今年度は生活支援に取り組むデイサービスとして、個々の利用者の自立生活を支え、地域とのつながりを継続し、いつまでも地域で住み続けたいという思いに寄り添っていきます。

[192 高齢者デイサービス事業 58,882,000円]

## 3. SOSが出しやすい地域づくり



### 【新規⇒強化】当事者向けの情報発信

近年の少子高齢化と社会情勢変化や生活形態の変化は、地域の担い手不足だけでなく、生きづらさや困りごとを抱える人の福祉課題を多様にし、社会的孤立を深刻化させています。

生きづらさを感じられている方が暮らしを豊かにする情報を手に入れることができるよう、また、地域住民が当事者の暮らしや生きづらさなどを理解でき、寄り添えるよう、双方向的な情報を発信します。

[161 善意銀行事業（内） ■さんだささえあいネットの発行 84,000円

■さっちゃんのまごころお福分け事業（内）広報150,000円]



## 基本方針2 多様な力がつながり、協働する仕組みづくり

既存の対象や分野によるつながりや方法に限らず、多様な力が柔軟につながることで、地域福祉推進のさらなる活性化をすすめます。

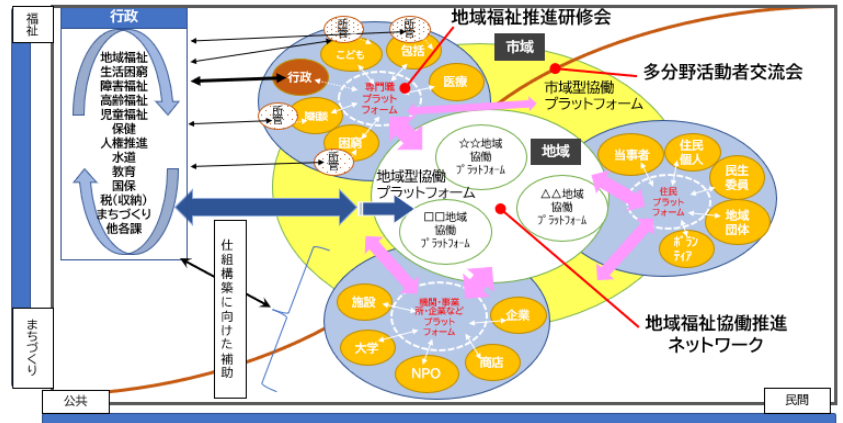
### 多様な主体間のネットワーク

### 1. 多様な力と共感が交わるきっかけづくり

#### プラットフォームの充実

「住民が抱える生きづらさ・困りごと、課題をどうしたら解決していただけるか」について、分野、職種を横断した、多様な機関や団体が協議・協働するためのきっかけづくりや働きかけを重層的かつ多面的に進めていくことで、三田市全体での地域福祉推進力向上に努めてきました。

R8年度においては、災害時にも連携し支援を行える関係性とネットワークの強化を進めていきます。



▲分野別ネットワークの充実/民間・団体福祉ネットワークの充実  
分野横断型多機関協働(ネットワークによる協働の場=プラットフォームの機能促進)と体制構築の推進

### 2. 力の循環を促進する「拠点と人」づくりの推進

#### 【強化】中間就労の環境整備(場づくり、サポーター・人づくり)

企業や事業所、地域活動団体、三田市権利擁護サポーターをはじめとするボランティア活動者等と連携しながら中間就労をはじめとした参加・活躍の場を支援します。事業推進のため、新型コロナウイルス特例貸付借受世帯をはじめとする生活困窮世帯・福祉的課題を抱えた世帯への支援を目的とした「ほっとかへんネットワーク」(県社協制度)を配置します。

[121 生活福祉資金貸付事業 (内) 3,674,000円・113 ボランティア活動事業 4,300,000円]

### 3. つながりで築くケアの推進

#### 介護サービスセンターによるトータルケアサポートの推進

自分らしく安心した在宅生活を支援するために、介護サービスセンターの行う事業(訪問介護・訪問看護・通所介護・生活介護・居宅介護)をそれぞれ単体で実施するだけでなく、連携を図り支援していくことで利用者一人ひとりが主体となり、介護やサポートが必要となっても「自分らしい」暮らしを実現できるケアをトータルケアとして推進します。さらに必要な関係機関や地域活動者等とも連携を行い、より地域自立生活を支援するためのつながりを広げるトータルケアサポート(総合的な支援)の展開を図っていきます。

R8年度は、対応事例を集積し、職員の支援の資質を向上し、関係機関や地域との共有を図り、住民の「こう生きたい」をサポートしていきます。

[※法人内連携・協働事業]

団体・組織の取組を側面的にサポートします

[経理区分 番号/事業名/事業経費 (P10)]

# 基本方針3 SOSをまるごと受け止め、支える体制づくり

障害者・高齢者・子どもなどの制度の支援対象だけでなく、一人ひとりの「安心」につながるよう、SOSが見逃されない体制づくりを進めます。

## 相談支援／権利擁護体制づくり

### 1. まるごと受け止め、みんなで支えるチームづくり(包括的相談支援体制の推進)

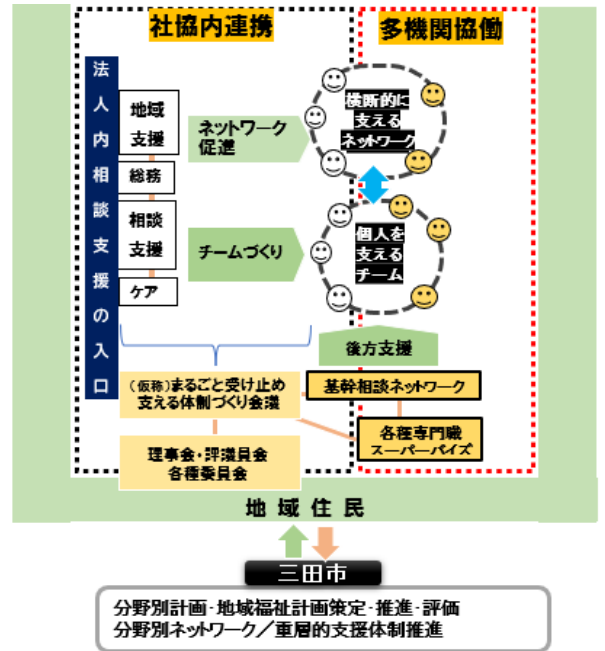
#### 総合相談支援体制の構築・民間福祉・団体/分野別ネットワークの促進支援

社協内の「困りごとを把握する」体制整備及び多機関との協働による総合相談体制構築を、総合相談に携わる職員育成をはじめ継続します。

また、複雑・困難化する相談やSOSを受け止められる仕組みづくりに向けて、相談ごとの解決を横断的に支える民間福祉・団体ネットワークの促進支援も継続します。 **【※法人内連携・協働事業】**

＜関連プログラム＞

- ・【強化】ほっとかへんネットワーカー配置 (R5～)
- ・基幹相談支援機関ネットワーク会議の開催 (R7～)
- ・司法と福祉の連携会の開催
- ・地域福祉推進研修会（専門職）の開催 (R5～)
- ・子ども支援者ネットワークの推進
- ・貸付利用者へのニーズ調査 (R6～)



#### ▲ 社協がすすめる総合相談支援体制イメージ

### 2. 権利擁護支援体制の促進

#### 権利擁護支援体制整備の構築支援

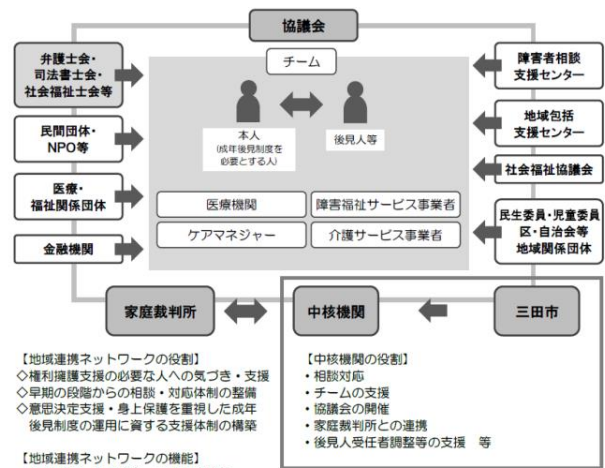
令和5年11月に市権利擁護・成年後見支援センター（市受託）が、中核機関として位置づけられ、相談窓口の運営や関連研修の実施など取組みを推進してきました。

今年度も市・関係機関と協働して、三田市における市民後見・法人後見のあり方検討など、成年後見制度利用促進にとどまらない権利擁護支援体制の構築支援を行います。

**[093 権利擁護・成年後見支援センター運営事業 14,647,000円]**

【関連プログラム】

- ・三田市権利擁護・成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク推進協議会の運営 (R5～)
- ・身寄りのない人の支援ネットワークのあり方・終活プログラムメニュー研究 (R6～)
- ・三田市権利擁護サポーターの養成・運営 (R4～ 登録者16名：養成講座をR4・R6実施)



#### ▲ 権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ

社協が、中心となりすすめます

他団体とのパートナーシップによる協働ですすめます

## 基本方針 4 地域福祉を進める基盤づくり

社協の中間支援機能をはじめとする組織力の強化と、地域の住民や専門職・関係機関、あらゆる主体の協働力が発揮される基盤づくりをすすめます。

### 社協機能と組織づくり／活動の活性化

#### 1. 社会福祉協議会の機能強化

##### 持続可能な組織経営と地域福祉を支える人材の育成



法人の財政状況については依然として厳しい状況にあり、赤字体質の解消に向けた経費精査と事務事業等の見直しを継続します。この重大な経営危機を乗り越えるべく、収支改善に向けた不断の努力を行う一方で、地域福祉の根幹を支えるのは「人」であるとの認識に立ち、新たな人材の確保と定着に向けた財源確保を最優先に図ります。こうした安定的な運営基盤の構築を加速させるとともに、専門職としての資質向上と経営意識を併せ持つ職員の育成を強化し、「三田の福祉を支える」という共通の志のもと、持続可能な組織運営と地域福祉推進機能が両立する体制を推進します。

[※法人内連携・協働事業]

#### 2. 計画推進の仕組みづくり

##### 地域福祉協働推進ネットワークの運営と計画の進捗管理



令和6年度より設置した「地域福祉協働推進ネットワーク」を継続し、多様な主体が地域の課題を共有し、互いの活動を理解し合うためのプラットフォームとして運営します。このネットワークでの対話を通じて醸成された参画主体間の信頼関係と、個別課題（災害時の連携、見守り、担い手確保等）に対する共通認識を土台とし、各主体との対話を重ねながら、一歩ずつ具体的な協働実践へとつながるよう、それぞれの状況に寄り添った取り組みを進めます。

また、ネットワークにおける協議内容を整理し、理事会・評議員会へ報告・提案を行うことで、現場の状況に基づいた計画の進捗・評価に取り組み、実効性のある計画推進を図ります。

[011 法人運営事業（内）113,000円]

#### 3. 住民主体の活動圏域の形成

##### 圏域の課題共有から、地域による「効果的な力合わせ」に向けた検討への支援



これまでの活動実践や協議を通じ、担い手不足等の構造的課題には、従来の圏域活動を越えた連携や多様な主体との協働が不可欠であるとの共通認識を醸成しました。

令和8年度は、市策定の「第3次三田市地域福祉計画」における圏域検討の動きと連動し、ふれあい活動推進協議会をはじめとする地域の皆さんが、実情に応じた柔軟な活動エリアのあり方について主体的に検討していけるよう、その過程に寄り添い、必要な情報の提供や協議の場の運営支援を通して活動の重なりによる負担を軽減しつつ、必要な支援がこぼれ落ちない「効果的な力合わせ」の仕組みづくりを推進します。

[※法人内連携・協働事業]